

# 平成 24 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総務省

政府の税制調査会は、平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年度税制改正大綱を取りまとめた。地方税制に関する概要は以下のとおり。

なお、沖縄関連税制については、国税・地方税ともに予算編成も踏まえながら引き続き検討。

## 1 原子力災害からの復興の支援

### ◎ 福島復興再生特別措置法案（仮称）の策定に伴う新たな支援策

- 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成 25 年度以後当分の間継続。
- 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則 3 年度分とし、平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに除外された区域についても適用。
- 福島復興再生特別措置法（仮称）により、課税の特例を含む復興推進計画を作成できることとされる福島県の全ての地方公共団体について、当該計画に記載された事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合に地方交付税による特例的な減収補填措置を適用。

※ この他、法人税における原子力災害からの復興支援措置は、地方法人二税に自動影響。

## 2 住宅・土地税制

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年延長。
- 不動産取得税の住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）、宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例措置（2分の1）を 3 年延長。
- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを 3 年延長。また、住宅用地特例（特例割合 1/6 等）も現行を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止。

### 3 車体課税

#### ◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の再編等

- いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長。
- また、一定の先進安全自動車（ASV）及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設。

※ 自動車重量税（国税）の当分の間税率について、1,500億円規模の負担軽減を実施し、燃費基準達成車を全て本則税率化等。

#### ◎ 自動車関連税制のあり方についての見直し等

- 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

### 4 環境関連税制等

#### ◎ 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討。

### 5 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

#### ◎ 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

## ◎ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革。

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入。

- ・ 固定資産税の課税標準の特例措置 2 件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。

## 6 税負担軽減措置等

### ◎ 固定資産税等の特例措置

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 鉄道駅のバリアフリー化に伴い設置されるホームドア及びエレベーターに係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設。
- JR三島会社（JR北海道、四国、九州）の事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、並びにJR三島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を5年延長。なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。
- 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る固定資産税等の非課税措置を追加。
- 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し3年延長。
- 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長。
- ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応。

### ◎ 軽油引取税の特例措置

- 軽油引取税の課税免除の特例措置を原則3年延長。